

第五十六回
貴族院 帝國議會

國寶保存法案特別委員會議事速記錄第一號

委員長名

委員長 侯爵細川護立君
副委員長 高田早苗君

伯爵林博太郎君
男爵藤村義朗君

竹越與三郎君

馬越恭平君
根津嘉一郎君

北村宗四郎君

大谷尊由君

昭和四年三月七日(木曜日)午前十時二十
四分開會

○委員長(侯爵細川護立君) ソレデハ是ヨリ委員會ヲ開キマス、例ニ依リマシテ政府委員ノ説明ヲ求メマス

○政府委員(山崎達之輔君) 今回國寶保存法ヲ提出イタシマシタ理由ノ概要ヲ一應御聽ニ達シタイト思ヒマス、從來御承知ノ通リニ古社寺保存法ノ制定ハ三十年前ニアッテ居タノダアリマスルガ、從來ノ古社寺保存法ニ於キマシテハ、保護スベキ物件ハ御承知ノ通リ社寺有ノ物件ノミニ限ラレテ居タノデアリマス、併ナガラ眞ニ歴史ノ證徵トナリ、美術ノ模範トナルベキ物件ハ、或ハ公共團體有、或ハ個人有ノモノニ付キマ

シテモ、相當國家ニ於テ之ガ保存ニ留意シナケレバナラヌモノガアルノデアリマスル

ノデ、從テ保存スペキ物件ノ範圍ヲ擴張イタシタイ考ガ理由ノ一ツデアリマス、ソレカラ、從來ハ是ハ細カイコトデアリマスルガ、特別保護建造物ト國寶ト云フモノヲ區分セラレテ居リマシタガ、今回ハ之ヲ合併イタシマシテ、齊シク國寶ト云フ名前ノ下ニ統一ヲ致シタイト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ從來、國寶ニ該當スベキモノニシテ海外ニ流出イタシマシテ、再び日本ニ取返スコトノ困難ナル事情ニ移リ

マシタモノモ少ナカラズアルヤウデアリマス、是等ハ苟モ歴史、美術ノ尊重ト云フ點カラ考ヘマシテモ、誠ニ遺憾ノコトデアリマスルノデ、今回ノ法制ニ於テハ原則ト致シマスルノデ、今回ノ法制ニ於テハ原則ト致シマシテ、即チ特別ノ場合ニ主務大臣ノ許可ガアレバ格別デアリマスガ、然ラザレバマスルノデ、改正ノ根本ノ理由トナリマスルノハ、以上申上ダマシタ數點ニ外ナラヌノデアリマス、其他ハ法文ノ整理ト御承知ヲ願ヒマシテ宜シカラウト思ヒマス、ドウカ御審査ノ

點大キイ點ト認メマスルコトハ、從來此國寶保存法ニ對シマシテ、國庫カラ補助金ト設ケタノデアリマス、ソレカラ更ニモウ一

ス、尙ホ委員長ニ御願申上ダテ置キマスガ、此法律關係ノコトハ多ク専門的ニ涉リ

シテハ、建造物ガ主タルモノデゴザイマスルガ、其他ノ物件ニ對シマシテモ修理其他

ノ費用ハ若干補助ヲ致シテ居ルノデアリマス、將來モ其考デアリマス

デアリマス、此金額ヲ以テ致シマシテハ、今日既ニ調査ノ完了イタシテ居リマスル保

護建造物ナドノ中テ修理ノ急ニ迫シテ居リマスルモノニ對スル手當モ甚ダ薄弱デアリ

マシテ、當然トシテハ非常ニ此點ニ憂慮ヲ致シテ居ルノデアリマス、今回ハ政府カラ出シマスル範圍ヲ更ニ擴グマシテ、財政ノ事情ガ許ス場合ニハ其經濟的ノ支出ノ外ニ

別途ノ支出ヲ爲シ得ル途ヲ法律ニ於テ規定ヲ致シタイト云フ考ヲ持テ居ルノデアリ

マス、此趣旨ニ依リマシテ、昭和四年度ノ一般會計臨時部ニ於キマシテ、臨時保存費トシテ二十五圓經常費ノ外ニ支出ヲ致スト

云フ豫算計畫ヲ立テマシタヤウナ次第ニアリマス、其他細カイコトハゴザイマスルガ、

マスルノデ、改正ノ根本ノ理由トナリマスルノハ、以上申上ダマシタ數點ニ外ナラヌノデアリマス、其他ハ法文ノ整理ト御承知ヲ願ヒマシテ宜シカラウト思ヒマス、ドウカ御審査ノ

點大キイ點ト認メマスルコトハ、從來此國寶保存法ニ對シマシテ、國庫カラ補助金ト設ケタノデアリマス、ソレカラ更ニモウ一

ス、尙ホ委員長ニ御願申上ダテ置キマスガ、此法律關係ノコトハ多ク専門的ニ涉リ

シテハ、建造物ガ主タルモノデゴザイマスルガ、其他ノ物件ニ對シマシテモ修理其他

ノ費用ハ若干補助ヲ致シテ居ルノデアリマス、將來モ其考デアリマス

ト致シマシテ、荻野、關野、兩氏ヲ御認メヲ願ヒタイト云フコトヲ希望イタシマス

○委員長(侯爵細川護立君) 只今政府ノ説明員ハ異議ゴザイマセヌ力

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵細川護立君) 御異議ナイト認メマス、ソレデハ此際御質問ヲ願ヒタイト

○根津嘉一郎君 チヨット御尋不致シタイノデアリマスガ、只今國寶保存ノ國庫カラ出シマスル金額ハ、從來二十萬圓ニ、尙ホ

ノデアリマスガ、只今國寶保存ノ國庫カラ出シマスル金額ハ、從來二十萬圓ニ、尙ホ

臨時ニ二十五萬圓増シテ、昭和四年度カラハ四十五萬圓バカリノ金額ニナルト云フ御

話デアリマス、是ハ保護建造物バカリニ其金額ヲ今迄御使ヒニナシタヤウニ思ヒマスガ、將來モ矢張リ保護建造物ダケニ止マル

譯デアリマスカ、或ハ國寶ト云フ神社佛閣ニアル所ノ繪畫、其他器物ニ對シテモ、ソレヲ保護セラレルカ、其邊ハドウ云フ御考

デアルカ承ハリタイノデス

○政府委員(山崎達之輔君) 金額ヲ致シマ

シテハ、建造物ガ主タルモノデゴザイマスルガ、其他ノ物件ニ對シマシテモ修理其他

ノ費用ハ若干補助ヲ致シテ居ルノデアリマス、將來モ其考デアリマス

○大谷尊由君 古社寺保存法デハ下付金ヲ

主務大臣ニ願出ルコトニナッテ居リマス、今度ノ規則デハ、下付金ノ必要ノ有ルモノカ無イモノカハ、文部省ノ方ガ御調ベニナル譯デスカ、ドッヂデスカ

○政府委員(山崎達之輔君) 矢張リ申出ニ依リマシテ保存委員會ニ付議シマシテ、主務省ニ於テ決定ヲスルコトニ考ヘテ居リマス、從來モ其通リデアリマス

○大谷尊由君 從來ハ古社寺保存法ノ第一條ニ、出願スルコトヲ書カレテ居リマスガ、今度ノヤツハ何モ書イテアリマセヌデスカラ、チヨット御伺ヒシタノデス

○政府委員(山崎達之輔君) 此歴史ノ證徵トカ美術ノ模範トカ云フモノダケ國寶ニサレルト云フコトニナルト、是レ以外ノモノデ國寶ニナリ得ヘキ性質ノモノガ隨分アラウト思ヒマス、例ヘバ前田侯爵ガ持テ居ル土佐日記ダトカ、或ハ大谷家ニアリマス三十六人歌集トカ、斯ウ云フモノハ必ず保存會ノ方カラ指定シテ來ルダラウト思ヒマスガ、別段併シ是等ハ歴史ノ證徵デモナケレバ、美術ノ模範デモナイ、併ナガラ日本ノ國トシテハ、矢張リ斯ウ云フ文獻ハドウシテモ國寶ニシナクチヤナラナイモノカト思フノデアリマス、ソレデ文獻ノ典據ニナルモノモ、矢張リ國寶ニスルト云フ御意思アルノデアリマスカ、文獻ノ典據ニナルモノハ、美術ノ模範デモナケレバ、又歴史

云フ御方針デセウカ

○説明員(荻野仲三郎君) チヨット御答ヲ申上ダマス、御質問ノ點ノハ從來モ矢張リ國寶ニ致シテ居リマス、文獻ノ證徵ハ、事實ハ特ニ歴史ノ證徵ノ方ニ含メテ、之ヲ廣く歴史ノ證徵ト解シテ居リマス

○大谷尊由君 其歴史ニ關係ヲ持タナイ方ハ…

○説明員(荻野仲三郎君) ソレハ廣イ意味ニ解シテ居リマス、例ヘバ土佐日記ノ方ニナリマスト云フト、所謂土佐日記ト云フモノニ文學史上ノ價值ヲ認メマシテ、サウシテ、古イ書物ニ就イテ跡ヲ質シテ行クト云フ、文學史上カラ見テノ歴史ノ證徵ト云フヤウニ、非常ニ廣イ意味ニ解シテ居リマス、此意味ニ於テ經卷モ同様ナ意味デ、奥書ガ非常ニ珍シイト云フ意味ニ於テ採リマス、奥書ガ無クテモ筆蹟上、是ハ歴史上ノ参考ニナルモノトカ、或ハ筆蹟ノ歴史ト云フモノヲ認メテ居リマス、大谷家ノ御所藏トマデニ修理バカリデナク防火ノ設備ナドハ、ドウシテモ政府ガ十分努メテ行カトケレバナラヌデハナイカト云フヤウナ希望決議モアッタ譯デアリマスノデ、出來得ル限り増額ニ努メタイト考ヘテ居リマス

○伯爵林博太郎君 衆議院デハ四日間モ色語ガアッタノデスカラ十分盡キテ居ルトドウゾ其點ハ御含ミヲ願シテ置キタイト思モノニシタイト豫テヨリ思ウテ居リマス、二國寶ニ指定シテ居ルモノニ澤山ソレガムアルノデアリマス、例ヘバ行成卿ノ朗詠ノ如キモノハ、美術ノ模範デモナケレバ、又歴史入テ居リマス、モ大變必要ナノデアリマスガ、併シ日本ニハ梅雨ト云フ厄介ナ季節ガアル、是ガ保護建造物、並ニ今度國寶ニナル色と外ニアルモノハ、外ニ露ハレテ居ル仁王ダトカ何トカ云フ國寶ガ隨分アルヤウデアリマスガ、其外界ノ空氣ニ觸レテ居ルト、隨分危險ナモノガアル、防火ト同時ニ、日本ハ雨ガ多イガ、無論是デハ足リナイト云フコトハ御承知ダラウト思ヒマス、將來段々此保存費ノ方ヲ殖ヤシテ御出デニナル御計畫デセウカ如何デセウカ

○伯爵林博太郎君 極ク簡單ニ御伺ヒシタゴザリマシテ、今回ノ此四十五万圓デ十分トハ考ヘテ居リマス、成ルベクは増額ヲ圖リタイト考ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ先般衆議院ニ於テ此法律ヲ審議サレマスル時ニ、從來ノ此建造物ナドハ御承知ノ通りニ防火設備ガ實ハ餘り出來テ居リマセヌ、ホンノ二三ノ特例トシテ防火設備ヲ致シタモノガアリマスガ、斯ウ云フヤウナコトマデニ修理バカリデナク防火ノ設備ナドハ、ドウシテモ政府ガ十分努メテ行カトケレバナラヌデハナイカト云フヤウナ希望ダラケノ國寶ガ多イ、例ヘバ善光寺ノ内ニ、國寶ガ周リニ大分アルヤウデアリマス、相當埃ガ一パイタカツテ居ルノデ、殆ド一年ノ中ニ何回掃除スルカ知ラヌケレドモ一向手ガ著ケテナイヤウニ思フ、一例ハサウデスケレドモ外ニマダ澤山アルダラウト思ヒマス、ソレ等ヲ色と掃除スルダケデモ、二十五万圓デハナカ一日本中ノ國寶ニ對シテチヨット間ニ合ハヌヤウナ氣ガ致シマス焼石ニ水ノヤウナモノデス、ソコラモ一ツ御考ヘニナッテ戴キタイト思フノデゴザイマス、何ニシテモ、ドウシテモモウ少シ殖ヤシテ戴カナケレバ仕様ガナイト思ヒマス、

ソレカラ衆議院デモ金色堂ノ話モ出タヤウ
デスガ、アスコハ入梅期デナクテモ相當雨
ガ降ル所デアリマス、歐羅巴ナドデハ、アン
ナ小サナ物ハ博物館ヘ持テ來テ屋根ノ下
ヘ置クノガ普通ニナツテ居ルヤウデスガ、日
本デハ、アレモ根繼ギナンカシテ居ルノカ
ドウカ知ラヌガ、隨分雨曝シニナツテ杉ノ中
ニアル、アレデハ隨分早ク腐る時期ガ來ヤ
シナイカト私共ハ誠ニ惜シトイ思テ居ル、
アア云フヤウナノハ始終アスコヘ置カヌデ
モ：アスコヘ置ケバ何トカシテモウ少シ
方法ヲ講ジテ、雨雪ニ曝サレナイヤウナ方
法ヲ執テ戴キタイノデスガ、何カサウ云フ
特別ナモノニ對シテハ御考ガアルノデセウ
カ

○説明員(關野貞君) 只今御質問ニナリマ
シタ事ハ誠ニ御尤モナ事ト思ヒマス、日本
ハ特ニ雨ガ多ウゴザイマスカラ、建造物ナ
ドハ濕氣ニ對シテ又風雨ニ對シテ、相當ナ
設備ガ必要デゴザイマス、只今一つノ例トシ
ザイマスガ、アノ金色堂ハ御承知ノ通り藤
原清衡ガ建テマシタノデ、ソレガ風雨ニ曝
サレルノハ惜シイカラト、鎌倉將軍デアリ
マス惟康親王ノ時代ニ、金色堂ノ外ニ其金
色堂ノ外ニ堂上云フモノヲ造リマシテ、
金色堂ヲ堂上ノ中ニスッカリ圍ウテ保護シ
テ居リマスノデ、其爲ニ幸ヒニ金色堂ガ今

日迄ズット稍々完全ニ保存サレテ居ル次第
デゴザイマス、ソレデスカラ金色堂自身ノ方
ハ全ク風雨ニ曝サレテ居ナインデアリマシ
テ、外ノ堂上ガ風雨ニ曝サレテ居リマス、
ソレヲ時々修繕スルトスレバ内部ノモノハ
保護出來ルカト考ヘテ居リマス、他ニモ一
ツノ例ヲ舉ゲテ申シマスト、久能山ノ東照
宮デゴザイマスガ、アノ本殿、拜殿ハ非常
ニ立派ナ建物デゴザイマス、非常ニ立派ナ
建物デ非常ニ立派ナ裝飾ガアル、併シ久能
山ノアリマス所ハ海ニ近イノデ、殊ニ濕氣
ノ多イ所デゴザイマス、ソコデソレヲ保護
スル爲ニ、建物ノ周圍、軒下ノ所ニ蔽ヒヲ
造リマシタ、濕氣ニ始終觸レルノヲ防グヤ
ウナコトヲ致シマシタ、サウ云フヤウナ實
例モゴザイマシテ、ソレゾレノ建物ニ付テ
風雨又ハ濕氣ノコトニ付テ、從來モ種々注
意ヲ致シテ居ルノデゴザイマス

○伯爵林博太郎君 序ニ二伺テ置キマス、
個人ノ國寶ト云フモノガ今度出來ルヤウデ
スガ、其個人ノ國寶ト云フモノデモ、之ヲ
此種ノ規定ガゴザイマスガ、殆ド適用サレ
タコトハナイト記憶シテ居リマス、無論此
イマシテ、從來ノ古社寺保存法ニ於テモ、
此種ノ規定ガゴザイマスガ、殆ド適用サレ
モノニナリハシナイカト思テ居リマス、政
府ノ方デハサウ云フモウ一箇所、文献ノ典據
ト云フヤウナコトヲ置クト云フコトニ付テ
ハ御考ヘハアリマセヌカ
○説明員(荻野伸三郎君) ソレハ差加ヘテ
モ宜シウゴザイマスガ、若シ御懸念ノ如キ
コトガ、只今ノ文句ダケデ其意味ガ足リマ
セヌラバ、ソレヨ加フルノモ結構ト存ジ
テ居リマス

○大谷尊由君 今迄ノ古社寺保存法デハ、
建造物及寶物類ノ修繕ハ、地方長官ガ之ヲ
監督スルコトニナツテ居リマスガ、今度ノハ
ニ籠メル積リデアルト云フ御話デアツタ、併
ナガラソレハ又極ク古イモノト言ヘバ曲リ
ナリニモ歴史ノ證徴、美術ノ模範ノ中ニ入
ルカモ知レマセヌガ、隨分世ノ中ニハドチ
ラカラ考ヘテモ、必シモ美術家書イタ譯デ
ナモ善意ニ解釋シテヤルト云フヤウニ、杓
子定規ニ流レナイヤウニシナイト、國寶ヲ
持テ居ルノガ恐ワクナルヤウデヤドウモ
甚ダ困ル、其點ハドウ云フ御考デスカ、餘
リ警察ニデモ委カシテシマッタヤウニナツテ
ハイケナインデスガ、何レ是ハ委員モ出來
ルヤウデスケレドモ、ソコラハ餘程普通ノ場
合ト違テ、道徳的ニ一ツ精神ヲ解釋シテ
行々タ方ガ宜カラウト思フ、我ニハ國寶ヲ
持テ居ナイカラ宜イガ、持テ居ル人ニナ
リマスト、ドウモ非常ナ心配ナモノニナル
ト思フ、其點ハ如何デスカ

○政府委員(山崎達之輔君) 御尤モデゴザ
イマシテ、從來ノ古社寺保存法ニ於テモ、
所デヤアリマセヌ、本當ニ惡意ヲ持テノ場
合デナケレバ、徒ラニ罰則ヲ適用スルト云
フヤウナコトハ無論避ケタイ考デ居リマス

○伯爵林博太郎君 此法律ガ出來マスト云
ス

○政府委員(山崎達之輔君) 矢張り此補助金ヲ交付イタヌシ、又工事ノ監督其他ノコトハ、實行上ハ施行命令ニ於キマシテ、地方長官ニ監督ヲサセルヤウナコトニ致シタリト思ヒマス

○大谷尊由君 責任ハ文部省ガ御持チ二十リマスカ

○政府委員(山崎達之輔君) ソレハ責任ハ文部大臣ガ取ル譯デアリマス

○大谷尊由君 今迄私ハ此建築物ノ國寶ノ修繕ニハ實際困ツテ居タノデス、少シク破損

イタシマスト、直グ地方長官ニ命ズル、地方長官ガ之ヲ文部省ニ持ツテ行ツテ、文部省カラ又京都府ニ歸ツテ來テ、其間ニ僅ノ破損

ガ直グ大キナ破損ニナツテ來ル、サウシテ下付金ハ一文モ頂戴シタコトガナイノデアリ

マス、早ク文部省ナラ文部省ニ行シテ修繕シテ下サルナラバ誠ニ結構デアリマスガ、

其上ニ又地方廳デハ此技師ヲ使へ、此大工ヲ使ヘト仰シヤル、ソンナ惡イ大工ヲ使フヨリモ私ノ方ノ大工ガ宜イ、ケレドモソレヲ使フノハ御許シガナイ、其爲ニ極端ナコト

ヨ申シマスト、釘隠シヲ盜ンデ行キマス、新シク扉ナドヲ直シマシタ時ニモ釘隠シヲ澤山盜マレタ、果シテ京都府ニ行シテ見テモ

捋ハアカヌノデス、今マデハ地方長官カラ監督ヲ受ケナケレバナラヌヤウニ古社寺保存法ハナツテ居リマシタカラ仕方ガナカッタ

ガ、今度ハ宜イ按配ニ地方長官ノ指揮デナ

イヤウニナツテ居ルカラ實ハ大變喜ンデ居タガ、今御述ベノ所デハ又地方長官ニヤラレルコトニナリマスガ、モウ少シ文部省ノ方デ何トカ嚴重ナ監督ヲシテ下サル、實際

國寶ヲ持ツテ居ルト、或ハ怠慢デ破損シタリ

ク政府ノ怠慢デ破損スルノデスケレド

モ…

○政府委員(山崎達之輔君) 其邊ハ十分注意ヲ致スコトニ致シマス

○根津嘉一郎君 先刻林伯ヨリ四十五万圓位ノ金額デハドウデアラウト云フヤウナ、

餘程御懸念ガアリマスガ、私モ至極ク御同感デ、實ハ私ノ從來國寶トナルベキ美術品ニ付テハ、神社佛閣ノミナラズ個人ノモヤッタラ宜カラウト云フ考ハ、四年前カラ其考ヲ持ツテ居リマシタ、或ハ、美術家ナゾモ何トカ之ヲ一つ相當ナ保管法ヲ一ツ議會ニ

テ、誠ニ寺院ナドガ保護上ニ付テ十分ノコトガ出來ナイノデアリマスカラ、此處ニ御出

デニナル馬越君トカ近藤廉平君トカ益田君ナドト私ハ相談シテ、高野山ヘ一ツノ美術館ヲ持ヘテ、其處へ保護スルコトニシタノ

デアリマスガ、ア、云フ風ナコトモ我ニ個

人同志ガ寄ツテヤリマシタカラ、先頃高野山ニ大火ガアリマシテモ、其災難ヲ逃レタト云

ス、マア第一ニ此保護建造物ノ保存費デモ、足スル譯デアリマスガ、マダ一トスウ云フコトデハ私共ハ遺憾ノ點ガアルノデアリマ

ス、マア第一ニ此保護建造物ノ保存費デモ、ト思フノデアリマス、況ヤ此各寺院神社等

ノ所有セラレル所ノ書畫其他ノ物ニ及ボス

ト云フコトニナツテハ實ニ微々タル金額ダ

ト思ヒマスガ、從來二十萬圓ヲ四十五萬圓

ニシタノハ宜イガ、實ニ私共、從來國家ガ

ナドニ隨分立派ナ國寶ガアリマシテ、其寺院ハ殆ド倉庫ナク又修繕保護スルダケノ力

ガ無イノデアリマスルケレドモ、賣ルコトモ出来ズニ居ル寺院ガアルノデアリマス、

一朝火災ナドニ遭ツタナラバドウダラウカ、或ハ幸ニ持出スコトガ出來レバ宜イガ、持

出ス暇ノ無イト云フヤウナ時ニ、遂ニ鳥有ニ歸スルト云フコトハ再ビ國寶ヲ見ルコト

ガ出來ヌト云フコトニナツテ、ソレハ始終遺憾ニ思ツテ居リマス、先年私共、高野山ニ行

キマシテ、高野山ハ御承知ノ如ク、水ガ少ク

テ、誠ニ寺院ナドガ保護上ニ付テ十分ノコトガ出來ナイノデアリマスカラ、此處ニ御出

デニナル馬越君トカ近藤廉平君トカ益田君ナドト私ハ相談シテ、高野山ヘ一ツノ美術館ヲ持ヘテ、其處へ保護スルコトニシタノ

デアリマスガ、ア、云フ風ナコトモ我ニ個

人同志ガ寄ツテヤリマシタカラ、先頃高野山ニ大火ガアリマシテモ、其災難ヲ逃レタト云

ス、マア第一ニ此保護建造物ノ保存費デモ、

足スル譯デアリマスガ、マダ一トスウ云フコトデハ私共ハ遺憾ノ點ガアルノデアリマ

ス、マア第一ニ此保護建造物ノ保存費デモ、

テ、此保護上ノ途ヲ立ツタラ宜カラウト云フコトヲ考ヘテ居リマシタガ、マダ其コトニ及バズ、即チ四十五万圓位ノ保護デハ到底十分ノコトハ出來ナイト思ヒマスガ、何トゴザイマスカ、ソノ邊ヲ一ツ承ハッテ置キタス

カ之ニ對シマシテ少クテモ二百万圓三百万圓位ノ補助金ヲ出スヤウナモノヲ捨ヘ

ルヤ否ヤ、又其御考ハアマテモ今日國費ノ上ニ付テ、サウ云フ餘裕ガ無イト云フ譯デゴザイマスカ、ソノ邊ヲ一ツ承ハッテ置キタス

イト思ヒマス

○政府委員(山崎達之輔君) 四十五万圓デ

十分デアリマセヌト云フコトハ、先刻來申上ダタ通リデアリマスガ、内輪ノ御詫ヲサ

ラケテ申上ダスルト、文部省トシマシテハ、取敢ズ百萬圓位ノ希望ヲ持ツテ居ツタ譯

デアリマス、昨年ノ豫算ノ際ニ確カ七十萬圓ト記憶シテ居リマスガ、其程度マデハ大藏省トノ了解ガ付イタノデアリマスガ、今

回ハ又色ニノ事情ガアリマシテ、財政ノ事情苦シイ爲ニ實ハ臨時費ハ二十萬圓ヲ四十

五萬圓ト云フコトニ致シマシテ、將來ニ於キマシテハ出來得ル限り此點ハ増額ニ努メ

タイト思ヒマス、尙ホ此趣旨ニ付キマシテハ殆ドトウモ十分ノコトハ出來ナイコト

ス、マア第一ニ此保護建造物ノ保存費デモ、

○男爵藤村義朗君 只今ノ根津君林君ノ御

質問ニナリマシタ此補助金補給金ノ額ガ少

イト云フコトハ、全然私共モ御同感デアリ

マス、今此参考書ヲ拜見イタシマスト保護

建造物ガ千棟以上アル、十五万圓トスレバ

一棟ニ付テ百五十圓ノ補助シカ出來ナイ、

マア鼻糞位ノ補助デ何ノ役ニモ立タナイ、少

タモ此十倍ノ百五十萬圓、二百万圓ノ程度

ニ之ヲ修正スルト云フコトニ政府デハ御同

意ニナルノデアリマスカ

○政府委員(山崎達之輔君) 實ハ經常費ノ

方ハ將來ノ永久ノコトニナリマスノデ、經

常費ノ額ヲ變更シマスルコトハ、財務當局

ハ非常ニ困難ヲ感ジテ居ル、其爲ニ第十六

條ノ第一項ニ依リマシテ、豫算ノ定ムル所

ニ依リ臨時ニ補助金又ハ補給金ヲ支出スル

コトヲ得ト云フ、此箇條デ財政ノ事情ト照

シ合セマシテ、伸縮ヲシテ行ク、斯ウ云フ

コトニ實ハナッタ譯デアリマス、此十六條

ノ第二項ノ運用ト致シマシテ、來年度ニ於

テハ二十五萬圓ヲ別途ニ支出イタスコトニ

致シタノデアリマス、將來ハ別途支出ノ方

デ行キタイト思ヒマス

○男爵藤村義朗君 第二項ハ甚ダ曖昧デ幾

テ出スカ分ラヌ、其時ノ財政ノ都合ニ依ル

ト云フコトデアリマスガ、何レ保護建造物

ト云フモノハ古イモノバカリト思ヒマス

ガ、サウスルト一年毎ニ此破損ガヒドクナツ

テ參ルノデ、出來ルダケ早クヤラナケレバ

ナラヌ、其方ガ又經濟デアラウト思ヒマス、

ガ持テ居リマスガ、ソレハ個人ガ國寶ヲ持

ツト云フコトハ非常ニ名譽デアル、又富豪

デナケレバ持テナイ、是等ノ方ニ相當ノ稅

金ヲ課シテ宜カラウト思ヒマス、此處ニモ

立派ナ馬越君、根津君ナドガ居ラレマス

ガ、隨分熱心ニ國寶保存ニ付テハ喜ンデ懶

牲ヲ御拂ヒニナルト思ヒマス、又社會政策

ノ上カラ言フテモソレガ當然デハナイカト

思ヒマス、斯ウ云フ御方ニ稅ヲ課スルト云

フコトハ最モ適當ノ案デハナイカト思ヒマ

スガ、ドウデスカ

○政府委員(山崎達之輔君) 實ハ其點ハマ

ダ研究ヲ致シテ居リマセヌ

○男爵藤村義朗君 是非御考究ヲ願ヒタイ

ノ第一項ノ運用ト致シマシテ、來年度ニ於

テハ二十五萬圓ヲ別途ニ支出イタスコトニ

致シタノデアリマス、將來ハ別途支出ノ方

デ行キタイト思ヒマス

○男爵藤村義朗君 第二項ハ甚ダ曖昧デ幾

テ出スカ分ラヌ、其時ノ財政ノ都合ニ依ル

ト云フコトデアリマスガ、何レ保護建造物

ト云フモノハ古イモノバカリト思ヒマス

居ル爲ニ、ドウモ困ツ居ル寺ガ大分アルト

云フ場合ガ澤山アルノデアリマスカラ、絶

テ張リ主務大臣ノ許可ヲ經テ賣ルコトガ出

來ルヤウニシテ戴イタ方ガ、寶物ノ毀損ヲ

ナシカト考ヘルノデアリマス、寺院ノ國寶

ハ賣ラレテモ宜イト云フヤウナ御考ハナイ

ノデアリマスカ

○説明員(荻野仲三郎君) 従來ノ法ハ、寺

ニ傳ハシテ居ルヤウナモノガ公衆的ノモノ

デアリマスト：個人的ノ物ニナリマスル

ト、ドウシテモ一般ノ人ガ見ルト云フ機會

ガナクナリマスカラ、ソレデ成ルタクサウ

云フコトヲ許可シナイト云フ方針ヲ執ツテ

居リマスヤウナ次第デアリマス、ソレデス

カラ從來デモ國寶ニナライヤウナ寶物デ

アツテ、ソレカラ又寺ノ由緒ト特別ノ關係ノ

ナイヤウナモノハ、是ハ主務大臣ノ許可ノ

上デ處分サレタト云フ例モ一二アルノデア

リマス、大體ノ立前ハサウ云フコトデ參ツテ

居ルノデアリマシテ、將來モ亦主義ハソレ

デ行ツタ方ガ宣クハナイカト思ヒマス、一方

ニハソレダカラ例ヘバ博物館ニ出陳スル場

合ノ如キハ、補給金ヲ出陳シテ居ル寺ニ支

給スルト云フ方法ヲ執リマシタナラバ、一

マスカラ、社會政策ノ上カラモ、ソレガ穩

當デナカラウカトスウ云フ考ヲ持テ居リ

マス

○根津嘉一郎君 只今大谷サンノ御尋ト私

モ同感デアリマス、從前ハ成程個人ノ物ニ

來ナイト云フ點モアリマスケレドモ、今度

ノ之ニ依ルト、第七條ニハ國寶ノ所有者ハ

主務大臣ノ命令ニ依ツテ一年間ノ期間ハ帝

室、官立又ハ公立ノ博物館等ニ出サナケ

レバナラヌト云フ義務ガアリマスカラ、今

ノ憂ヒハナイノデアリマスカラ、ドウモ此

貧乏寺デ：猫ニ小判ノヤウナ貧乏寺ノ保

護ノ出来ナイモノニ美術品ヲ託シテ居ルト

云フヤウナコトナク、一面ニ保護ノ出來ナ

イ倉庫ナドノ無イヤウナ所ハ、寧ロ是ハ賣

却サシテ：外國人ニ賣ルト云フコトハ非

常ニ嚴重ナ取締ヲシテモ宣イガ、内地人ニ

賣買ヲスルト云フコトハ、一面ニハ寺ナリ

神社ナリノ保存金トカ、維持金ト云フモノ

モ出來マセウカラ、私ハ是ハ主務大臣ノ許

可ヲ得タナラバ、内地人同志ナラバ賣却ヲ

容易ク許スト云フコトニナサル方ガ宜イカ

ト思ヒマスカラ、其點ヲモウ一度伺ヒマス

○政府委員(山崎達之輔君) 其點ハ尙ホ考

ヘモ見マセウカ、併シ只今荻野君カラモ

申上ダマシタ中ニアリマス通リニ、神社又

ハ寺院ノ所有ニ屬シテ居リマス國寶ト云フ

モノハ、詰リ其神社又ハ寺院ト特有ノ由緒關係ノアルモノデアリマスカラ、或意味ニ於テハ其神社又ハ寺院ニ對スル一ツノ氏子或ハ信徒ノ尊信ノ念ト結ビ附イテ居ル關係モ無視スルコトハ出來ナカラウト思ヒマス、從テ是等ニ對シマシテハ、寧ロ保護助成ノ方ニ十分手厚イコトヲ圖リマシテ、買却等ヲ許シマスコトハ如何ナモノデアリマセウカ、多少ソコニ精神的ノ關係モ考ノ中ニ入レテ行カナケレバナラヌノデヤナイカト云フ氣持ヲ持テ居ル譯アリマス。

○大谷尊由君 今ノ御答辯ハ誠ニ結構デゴザイマスガ、今日はハ國寶ノコトデアリマスカラ、國寶ガ主體ノヤウニナリマスルガ、事實ハ寺デハ何ガ一番大切カト云ヒマシタラ、本堂ナリソレニ寄テ居ル經典ガ有難イノデ、本堂ノ修繕モ出來ナイ、本堂ノ屋根ガ漏テ居テモ修繕モ出來ヌノデ、茶碗一つ、花生ケ一つ、繪一枚ガ光テ居シトハ出來ナイ、デ繪一枚賣タトスレバ相當ノ金高ニナリ、サウシテ寺全體ヲ修繕モ出來ル、ソレニ依テ社會教化ノ實ヲ寺院ガ舉ゲテ行クコトガ出來ル、何モ出來ナイデ、繪一枚掛カツテ居タリ、花生ケ一本光テ居テモ、寺院ノ本來ノ使命ハ何モ行ハレナイ、ソレヨリハ大シテ由緒ノナイモノナラバ、民間ナリ普通ノ人ニ賣却シテ、ソレ

二依テ相當ノ修繕モ出來、維持金モ出來ル、サウシテ寺院其モノノ本來ノ使命ヲ發揮サシタ方ガ却テ私ハ遙カニ優テ居ルト思フノデアリマス、ダカラ主務大臣ノ許可ヲ經レバ賣テ差支ナイ、ソコニ何等カ制限ヲ設ケテ許シテヤダ方ガ、私ハ宜クハナイカト思フノデスガ、御意見ハ如何デス。ナカト思フノデスガ、御意見ハ如何デス。

○政府委員(山崎達之輔君) 其點ハ尙ホシ實ハ從來ノ古社寺保存法ノ第十八條ノ規定ガ此規定ト同様三十ヶ居リマシタノデアリマスガ、尙ホ能ク一ツ考慮イタシテ見タイト思ヒマス、唯私達ノ懸念イタシマスルノハ、ドウモ此御説モ誠ニ御尤モデ、他ノ仕事ガ出來ナケレバ寧ロ賣テデモヤッタ方ガ宜イデヤナイカト云フ、是モ誠ニ御尤モデアリマスガ、ソコニ又一ツ懸念ヲ致シマスノハ、先程申上ゲマシタヤウニ、マア寺ナリ神社ナリノ寶マデ賣拂タトカ云フヤウナコトハ、近頃ノ官僚主義ノ手續ノ面倒ハ、是ハ出來ルダケ簡易ニシテ戴キタ伊ト思ヒマス、ドウソ其事ヲ御含ミ置キヲ願ヒタウゴザイマス。

○政府委員(山崎達之輔君) 畏マリマシタ神、信仰ノ上ニ一體ドウ云フ影響ガ來ルカ、サウ云タヤウナコトヲ實ハ懸念ヲ致スノデアリマスガ、尙ホ考慮ヲ致スコトニ致シマセウ。

○男爵藤村義朗君 此第一條ニ依リマスルト云フト、國寶保存會ト云フモノガ、非常ニ此法案ノ中ノ重大ナモノデアルヤウニ思ヒマス、之ニ依テドウトモナルヤウニ思ハ

レルノデスガ、一體是ノ組織權限ナドハ勅命ヲ以テ定ムト云フコトガアルヤウデスガ、凡ソドウ云フ組織權限ヲ規定サレル御積リデアリマセウカ、ソレヲ大體ヲ伺テ置キタインデス。

○政府委員(山崎達之輔君) 此保存會ノ組織ニ付キマシテハ、マダ決定案デハゴザイマセウガ、大體ノ草案ガ出來ア居リマスノホシ御迴ハシ申上ゲテ置キマス。

○男爵藤村義朗君 ドウゾミソレカラ色色ノコトデ、主務大臣ノ許可ヲ受ケルトカ、届出ルトカ、裁判所ニ出訴スルコトガ出來ルトカ云フヤウナ色と十規定ガアルノデスガ、ドウモ國寶ヲ持テ居ル人ガ、一々許可ヲ得ルトカ、裁判所ニ出訴スルトカ云フヤウナコトハ、近頃ノ官僚主義ノ手續ノ面倒ハ、是ハ出來ルダケ簡易ニシテ戴キタマスノハ、從來ハ御承知ノ通リ社寺ヲ主ニヤリマスノデ、努メテ保護スル方ニ傾イテ居リマス、ドウカシマスト云フト知ラヌ中ニ賣却シテシマウコトガ往々アルノデアリマスノデ、ソレデ先づ相當ナ所マデノモノハ國寶ニスルト云フヤウナコトデヤツテ居リマスノデスガ、是カラハ個人ノ所有ノモノヲ國寶ニシマスル場合ハ多少權衡ヲ以テ行タラドウカト思ヒマス、社寺ノヨリモ一段高メタモノダケ國寶ニシナイト云フト、誠ニ手數モ煩雜デ個人ニ御迷惑ヲ掛ケルト云フヤウナ點モ考慮シナケレバナラヌカラ、其點モ多少考ヘニ入レテ宜イカト思ヒマスガ、只今ノ整理ノコトハ尙ホ考ヘテ見マセヌト云フト、ドノ邊マデ一體整理ヲ致シテ宜イカ……

レルシ、品物ノ値打モ出テ來ルカラ、是モ國寶ニシテ吳レ、是モ國寶ニシテ吳レト、澤山出テ來ヤウト思フノデアリマスガ、審査スルト仰シヤツテモ前ニ一ツ既ニアノ品物ハ國寶ニナツテ居ルノナラ、ソレ以上ニ是ガ上等ダカラ國寶ニシロト言ハレタ時ニ、值打ガ無イト云フコトハ言ヘナクナルデアラウト思フ、デ一應現在ノ全部國寶ニスルト云フヤツヲ、寧ロ此際政府ニ於テ國寶ヲ少シ整理ナサル御考ハアリマセヌデセウカ。

○説明員(荻野伸三郎君) 多少御説ノヤウナ嫌モ無イコトハナイト存ジマス、ト申シマスノハ、從來ハ御承知ノ通リ社寺ヲ主ニヤリマスノデ、努メテ保護スル方ニ傾イテ居リマス、ドウカシマスト云フト知ラヌ中ニ賣却シテシマウコトガ往々アルノデアリマスノデ、ソレデ先づ相當ナ所マデノモノハ國寶ニスルト云フヤウナコトデヤツテ居リマスノデスガ、是カラハ個人ノ所有ノモノヲ國寶ニシマスル場合ハ多少權衡ヲ以テ行タラドウカト思ヒマス、社寺ノヨリモ一段高メタモノダケ國寶ニシナイト云フト、誠ニ手數モ煩雜デ個人ニ御迷惑ヲ掛ケルト云フヤウナ點モ考慮シナケレバナラヌカラ、其點モ多少考ヘニ入レテ宜イカト思ヒマスガ、只今ノ整理ノコトハ尙ホ考ヘテ見マセヌト云フト、ドノ邊マデ一體整理ヲ致シテ宜イカ……

○大谷尊由君 十分御整理ナサラスト、全

然イケナイモノモアリハシナイカド思フノ
デスガ……

○説明員(荻野伸三郎君) 今日ハ既ニ委員
ノ中ニモ多ク物故シテ居ルヤウナ人モ居リマ

シテ、私共國寶ニドウ云フ理由デナッタカ
モ分ラナイヤウナ古イモノモアリマスノ
デ、サウ云フモノノ中ニハ多少御説ノヤウ
ナ嫌ヒノモノモナイデハナイカト思テ居

リマスガ、ソレ等ノコトハ尙ホ能ク調べモ
致シマスシ、考慮モ致シマス

○大谷尊由君 唯個人ニ許シマスト名譽
デモアリ、價格モ上ツテ來マスルカラ、或ハ
是ヨリ是ノ方ガ數等上等デハナイカ、優秀

ナモノデアルト言ハレタリシテ、段々惡イ

國寶ガアリマスト、ソレ以下ノモノガ澤山
アルノデスカラ、非常ニ數カ殖エテ來ルシ、

又サウ云フモノヲ目的トシテ骨董商ナドガ
活躍スルコトモナイトハ限ラナイト思ヒマ
ス、現在迄ハ寺ナドニアルモノヲ賣却スル
カラ、兎ニ角ソレヲ防グガ爲ニ餘リ宜クナ
イモノデモ札ヲ御貼リニナツタノデセウガ、

先程モ申シマシタヤウニ、全然サウ云フヤ
ウナモノハ賣ラシテシマウト云フ方ガ却テ
デアリマス、又建造物ノ方ニ致シマシテモ、

京都ヤ奈良ニアリマス建造物ノ方デ國寶ニ
ナツテ居リマスモノト、奥羽邊デ國寶ニナツ

テ居リマス……特別保護建造物ニナツテ居
リマス建造物ト、大變等差ガアルト私ハ思

フノデアリマス、是等モ矢張リ一應御整理
ニナツテ餘リ上等デナイ特別保護建造物ナ
ドハ奥羽地方ニチヨイヘアリマスガ、ア

レヨリ奈良邊リヘ行クトモット立派ナモノ
ヲ見マスガ、ソレハ特別保護建造物ニナツ
テ居ラヌヤウナコトガアル

○説明員(荻野伸三郎君) 其邊ハチヨツト
申上ダテ置キタイト思ヒマスガ、アノ奥羽
邊デ割合ニ程度ノ低イモノヲ致シマスガ、

是ハ地方ノ文化ト云フコトヲ一ツ考ヘタイ
ト思ヒマス、奥羽ハ一體文化ガ低イノデア
ルケレドモ、是ダケノモノガ殘ラテ居ルト云

フコトハ所謂歴史ノ證徴、其點ガ多少アリ
マス、京阪地方ノ彫刻ニ比べテ見マスト一
段下シテ居リマスガ、其中ニ又保存シナケ
レバナラヌ一ツノ理由ガアラウト思フノデ

ス、奥羽邊ノ彫刻ニハ京阪地方デチヨツト
見ラレナイ特色ヲ持テ居ルノデアリマス、
チヨツト見マスト云フト製作ハ甚ダ劣ルヤ
ザイマス

○男爵藤村義朗君 今ノ大谷君ノ御質問ニ
關聯シテ思付イタノデスガ、個人所有ノ方
ハ國內デハ賣買ガ出來ルノデアリマスガ、

所ガ國寶ト云ヘバ所謂マア骨董ノヤウナモ
ノデアルト思フノデス、之ニハ骨董屋トカ
クアベコベノ觀測ヲセラレテ、個人有ノモ

ノヲ國寶ニサレルト値段ガ下ル、詰リ國寶
デナケレバ外國ヘ賣レルンダカラ、外國ニ
賣レ、バ値ガ出ルケレドモ、國內ダケシカ

取引ガ出來ヌト云フコトデアルト値段ガ下
ハシテ貰ヒタイト云フヤウナ時ニ、仲買ト
トカ何ントカシテ、其「バック」ニハ金持ガ

結果、是ハ成功シナイデモナカラウト想像
スルノデアリマス、斯ウ云フ場合ニ於テ政
府ハ其取締ヲドウ爲サイマスカ、隨分惡辣
ナ人間ガ骨董屋ナドニハ多イヤウニ私ハ承
知テ居ル

○説明員(關野貞君) 特別保護建造物ノコ
トニ付テチヨツト御答へ致シマス、奥羽地方
ト近畿地方ト比較シマスト、餘程奥羽地方
ノ方ガ劣テ居ルト云フ御話デゴザイマス
ガ、保護建造物ノ全體ヲ通觀シマシテ、此

度ノモノハ指定シテモ宜カラウト云フノ
ヲ見マスガ、ソレハ特別保護建造物ニナツ
テ居ラヌヤウナコトガアル

○説明員(關野貞君) 其邊ハチヨツト
申上ダテ置キタイト思ヒマスガ、ソレ
ノニ非常ニ優秀ナモノガ多イノデス、ソレ
デ近畿地方ノ方デモ隨分京都ヤ奈良デモ、
程度ノ低イ……比較的デス、神社佛閣ノ中
ニモ保護建造物ガ出來テ居リマス、サウ云
フモノモ奥羽地方ノ方ニアルモノト比較シ
テ見ルト、大抵同ジヤウナ程度ト云フコト
ニ至ツテ居ルノデアリマシテ、殊ニ僻遠地
方ノ方ガ程度ガ低クテモ取り、京阪地方ニ
アルモノハ良イモノガ澤山アルカラ、少々
奥羽地方ノモノニ優ラテ居ルテモ漏ラシテ置
クト云フヤウナ考ハ是マデナカッタノデゴ
ザイマス

○男爵藤村義朗君 今ノ大谷君ノ御質問ニ
關聯シテ思付イタノデスガ、個人所有ノ方
ハ國內デハ賣買ガ出來ルノデアリマスガ、
所ガ國寶ト云ヘバ所謂マア骨董ノヤウナモ
ノデアルト思フノデス、之ニハ骨董屋トカ
クアベコベノ觀測ヲセラレテ、個人有ノモ
ノヲ國寶ニサレルト値段ガ下ル、詰リ國寶
デナケレバ外國ヘ賣レルンダカラ、外國ニ
賣レ、バ値ガ出ルケレドモ、國內ダケシカ
取引ガ出來ヌト云フコトデアルト値段ガ下
ニシテ貰ヒタイト云フヤウナ時ニ、仲買ト
カ骨董屋ナドガ保存會ノ方ニ色ニ運動スル
付イテ金目ヲ惜マズニ運動スル、其運動ノ
トカ何ントカシテ、其「バック」ニハ金持ガ
結果、是ハ成功シナイデモナカラウト想像
スルノデアリマス、斯ウ云フ場合ニ於テ政
府ハ其取締ヲドウ爲サイマスカ、隨分惡辣
ナ人間ガ骨董屋ナドニハ多イヤウニ私ハ承
知テ居ル

○政府委員(山崎達之輔君) 其點ハ御尤モ
デゴザイマシテ、隨分……私ナドハ全クノ素
人デアリマスガ、骨董屋其他ニハ惡辣ナ者
ガ多カラウト想像ヲ致シテ居リマス、併シ
其點ハ古社寺保存會ノ委員ノ人選組織其他
トモ關係イタシテ居リマスルガ、斯道ノ權
威ノ方ニヨ以テ組織イタシマスル委員會デ
アリマスレバ、左様骨董屋ノ運動ニ依テ
權威ヲ侵サレルト云フヤウナ危險ハ、他ノモ
ノ、他ノ其種ノ機關ト比べマスルト、ソレ
ハ専門家ノ權威ニモ關係シテ參リマスカ
ラ、餘程心配ハナカラウカト思テ居リマ
ス、尙ホ御参考迄ニ申上ダテ置キマスガ、
此間衆議院デ武藤山治君ナドハアナタト全
クアベコベノ觀測ヲセラレテ、個人有ノモ
ノヲ國寶ニサレルト値段ガ下ル、詰リ國寶
デナケレバ外國ヘ賣レルンダカラ、外國ニ
賣レ、バ値ガ出ルケレドモ、國內ダケシカ
取引ガ出來ヌト云フコトデアルト値段ガ下

ルノデ、ソレハ所有者ニ非常ニ損害ヲ與ヘ
ルデハナイカト云フヤウナ意味ノ御質問ガ
アツタヤウナコトデアリマシテ、サウ云フヤ
ウナコトモ或ハアルカモ知レヌト思ヒマス
○男爵(藤村義朗君) 此處ニ御出デニナル
關野サン荻野サンナドハ是ハ立派ナ御人格
者デ居ラシヤイマスガ、何レ此保存會ノ人
選ト云フコトニ付テハ能ク一ツ嚴重ニ御考
慮ヲ願シテ、立派ナ御方デ、而モ立派ナ鑑識
眼ノアル方ヲ一ツ御選ビヲ願ヒタイト思ヒ
マス、ソレカラ外國ニ國寶ヲ出サヌト云フ
ノガ主モナル目的ノ一ツト思ヒマスガ、絶
對ニ外國ニ出サヌコトガ出來マスカ、ドウ
デスカ、外國人ヲ此法律ニ依シテ取締ルコト
ガ、能ク私ハ分ラヌガ、出來ルデセウカ

○政府委員(山崎達之輔君) 國内ニ於ケル
取引デアリマスレバ、外國人モ内國人モ同様
デアリマスガ、外國ニ居ル外國人ト國内ノ
日本人トノ取引ハ無論是ハ取締ヲ受ケマス
シ、ソレカラ國內ニ居ル外國人ト外國ニ居
ル外國人トノ取引モ矢張リ此法ノ支配ヲ受
ケルコトニナリマス、併シ外國ニ居ル者ニ
付テハ是ハモウ仕方ガアリマセヌ、内地ニ
居レバ外國人ト内國人トヲ問ヒマセヌ
○男爵藤村義朗君 日本人ハ何シデモナイ
ガ外國人トナリマスト餘程、事面倒ニナリ
ハセヌカト思ヒマス、假令國內ノ外國人デ
モ……、ソレディソ國寶ハ外國人ニハ國

ノ内外ヲ問ハズ賣ルコトガ出來ナイト云フ
ヤウナ風ノ規定ヲ設ケル譯ニハ行カヌデセ
ウカ、日本人間ノ賣買ハ許スガ、併シ外國
人ニ賣ルコトハ國内ニ居ラテモ外國人ニ賣
テハイケナイト云フ……

○政府委員(山崎達之輔君) 其點ハ別ニ考
慮モ致シテ見ナカタヤウデアリマスガ、
唯、其國內ニ居ル外國人ニ賣買ヲ禁ズルト
云フコトガ、廣イ意味ノ國際關係ノ問題等
ガゴザイマスカラ、其點ヲチヨット考慮シナ
ケレバナラヌカト思ヒマス

○男爵藤村義朗君 ドウズソレヲ一ツ御考
ヲ願ヒタイト思ヒマス
○根津嘉一郎君 今ノ藤村サンノ、此頃ハ佛
蘭西ノ大使ダトカ、獨逸ノ大使、或ハ亞米
利加ノ大使ナドト云フヤウナ者ガ、内地ニ
於テ隨分美術品ヲ買ヒマスガ、サウ云フノ
ガ若シ個人ノ國寶ヲ買シテ、サウシテ國ニ歸
ル時ニ、ソレヲ持テ歸ルコトガ出來ルカ出
來ヌカ、サウ云フコトハドウデスカ、或ハ
モノデモ見セヌト云フ、斯ウ云フ者ガア
ル、是等ニ對シテモ矢張リ相當政府ノ力ヲ
筆記ヲ止メテ戴イテモ宜シウゴザイマス

○委員長(侯爵細川護立君) 速記中止
〔速記中止〕

○委員長(侯爵細川護立君) 速記開始

○男爵藤村義朗君 第七條ニ、先程モチヨッ

ト根津サンカラ御質問ガアタノデスカ、

國寶ノ所有者ハ之ヲ出陳スル義務ガアル、

此個人デ國寶ヲ持テ居ル方ニト云フモノ

ハ、ナカト其國寶ニ對シテ愛著ノ急モ深
イシ、又之ヲ容易ニ單純ニ他ニ手渡シテ、他
マルデ藤村サンノ說ト反對デゴザイマス
ガ、或程度マデハ是ハ強要シテモ、斯ウ云フ風
ナ物ヲ見ルト云フ方針ヲ持シテ下サラナケ
レバナラヌト思ヒマス、是ハ個人ノ承諾ガ
無ケレバセヌト仰シヤイマスルガ、承諾ガ
アラウカト思フノデスガ、之ニ付テノ手加
減ト云フモノハ亦無ケレバナラヌト思フノ
間棚曝シニスルナント云フコトハ、ドウデ
スガ、ドンナモノデセウ

○政府委員(山崎達之輔君) 緩急宜シキヲ
解ガナケレバ、ドウモ政府ノ命令デ無理ヲ
スルト云フコトハ、是ハ避ケタイト思ヒマ
ス

○男爵藤村義朗君 第八條ノ補給金ト云フ

ノハ何ノ補給デスカ、一種ノ借賃ノヤウナ

モノデスカ

○政府委員(山崎達之輔君) 左様デゴザイ
マス

○男爵藤村義朗君 私ハ昨日、此委員ニ任命

サレタバカリデ、マダ法律案ヲ此處ニ初メ

テ拜見イタシタノデアリマスルガ、モウ今

日ハ御散會ヲ願シテ、モウ一回開イテ戴キタ

イ

○根津嘉一郎君 私モ今コチラヘ參シテ自

分ノ函カラ……實ハ朝鮮ニ行シテ留守デシ

タカラ、昨日御前ハ委員ダゾト云フコトヲ

聞イテ飛シテ來テ、此出掛ケル時ニ此法案

ヲ探しテ出シテ來タノデスカラ、ドウズ今

日ハ是デ散會シテ戴キタイ

○委員長(侯爵細川護立君) 今日ハ是ニテ

散會シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵細川護立君) ソレデハ是ニ
テ散會イタシマス、次回ハ副委員長ト御相
談ノ上、決定イタシマス

午前十一時三十三分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵細川 護立君

副委員長 高田 早苗君

委員

伯爵林 博太郎君

男爵藤村 義朗君

馬越 恭平君

根津嘉一郎君

北村宗四郎君

大谷 奉由君

政府委員

説明員

文部政務次官 山崎達之輔君

文部省嘱託 萩野仲三郎君
文部省嘱託 關野 貞君

昭和四年三月十二日印刷

昭和四年三月十二日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局